

全員協議会次第

令和6年6月10日
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)
郡司事務局長
2. 挨拶
内藤議長
3. 協議事項
1) 意見書の調整について
4. 報告事項
1) 議会広報広聴常任委員会
5. その他
6. 閉 会 (10:47)
細谷副議長

令和6年6月10日(月)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議 員 久 保 健 二
議 員 光 下 重 之
議 員 桃 園 典 子
議 員 牛 丸 藍 子
議 員 増 田 磨 美
議 員 長 野 真 寿 美
議 員 細 田 三 恵
議 長 内 藤 美 佐 子

議 員 吉 村 美 津 子
議 員 小 松 伸 介
議 員 池 上 義 典
議 員 菊 地 浩 二
議 員 本 名 洋
議 員 林 善 美
副 議 長 細 谷 光 弘

欠席議員

な し

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 郡 司 道 行

事務局 山 田 亜 矢 子
事 務 局 記 書

◎開会の宣告

○事務局長（郡司道行君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。
(午前 9時30分)

◎開会の挨拶

○事務局長（郡司道行君） 開会に当たりまして、内藤議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） それでは、皆さんおはようございます。今日は夜中に大雨降ったせいでしょうか、ちょっと涼しく感じますけれども、いろんなところで梅雨入りというニュースも出てきておりますので、これからじめじめする季節がもう始まっていますけれども、じめじめしてくるのかなというふうにも思っております。

先週の7日の日に、議長として災害対策協力会の総会に参加をさせていただきました。災害対策協力会といえますと、いつも本当に災害が起きたときに我先にというか、もちろん予算等は町のほうが支払うようにはなると思うのですが、瓦礫の整理だとか、例えば大雨が降ったときに土のうをすぐ作って持ってきてくださるとか、本当に災害が起きたときの頼もしい方々だなというのが、私の感想なのですが、以前はごみゼロ運動のときには、皆さん業者さんがお持ちのトラックが町の駐車場にだあとと並んで、町民の皆さんがお掃除をされるそのごみをトラックを回して集めに回るといような、そういうボランティアみたいなこともしていただいております。今はもうそれが町を挙げてというのをやらなくなりましたので、どんな事業をされているのかなとちょっと興味を持ちながら伺ったのですが、やはりこういう組織というのはすごく大事だなというのを思いながら、それをどう継続させていくのかというところで、みよしまつりではいつもギョーザを焼いていただいて、そして皆さんにお売りになって、それをまた原資として次の年にまたお祭りに参加というようにもされているようで、特に皆さんご存じの産業祭の大鍋でのけんちんづくり、あれもすごいやっぱ力が入っていて、本当にいつも大盛りで食べ切れないほど、300円、200円ぐらいで安く食べさせていただいておりますけれども、今年もまた祭りでも産業祭でもそのような事業を行われるということですので、ぜひともご協力をよろしくお願い申し上げます。

そういうことで、一応私からのご報告とさせていただきます。

今日は全員協議会ということで、意見書の調整、それから議会広報広聴常任委員会から委員長の報告がございます。スムーズに行っていきたいと思っておりますので、どうぞ皆様方のご協力よろしくお願いいたします。

以上です。

○事務局長（郡司道行君） ありがとうございます。

◎意見書の調整について

○事務局長（郡司道行君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） それでは、今日は全員出席ということで全員協議会、始めさせていただきます。まず、協議事項ですが、意見書の調整についてでございます。意見書が2題出ております。これ出

された順番でよろしいでしょうか。出された順番、03が桃園議員、04が本名議員ということで、これ順番で受けます。

まずは、桃園議員より調整ありということですので、地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書について、皆様に説明をよろしく願いいたします。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

おはようございます。皆様のご意見をいただきながら進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。私が提出をさせていただきました地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書（案）について説明をさせていただきます。

「こども誰でも通園制度」は、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けての多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度である。

具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、令和7年度には法制化し、令和8年度には法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施すべく、令和5年度から各地で試行的な事業が行われている。

地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立の推進のために、政府に対して、以下の事項について特段の取組を求めるという趣旨で提案をさせていただきました。

そして、この意見書の大前提となっているのが、昨日、6月の5日、改正子ども・子育て支援法が国会において成立をしました。このことを基としての意見書になります。この法律が成立をしているわけですので、これから今申し上げたみたいに、もう試行的な実施も始まっておりますけれども、具体的な法制化は明年、令和7年度、そして令和8年度にその法律に基づいた給付制度が始まっていくという、この計画ができていく現状をまずは土台に置きながら、実施となっているからには、これが効果的であること、使いやすいこと、そして実施する各地方自治体が実施していくこととなりますので、地方自治体においての制度が混乱を来さないようにというような趣旨で配慮を求めていくための意見書であるということをご理解いただければと思います。

ですので、今からご説明をさせていただきます4項目があるのですけれども、きっと皆さんの中からもこれ以外にももっと実施に当たっては配慮すべきではないかというようなご意見が出ると思っておりますので、それはしっかりと調整させていただきながら調整をしたいと思っております。

では、4項目の説明をさせていただきます。1点目は、実施事業所が不足する地域では、十分な受入先を確保するための施策を講じることということで、これは令和5年から試行が始まっておりますけれども、その時点では50自治体ほどだったのが、令和6年度は115自治体試行事業が自治体が予定をされておりますけれども、こういう試行的な事業に当たって職員の配置やその環境整備、設置基準というところにおいては、施設の設置基準であるとか、そういうところで不足している部分がある場合には、財政的措置を含めてこの基準に達していくように支援策を講じてほしい、そういう内容になっています。

2点目の自治体によって1人当たりの利用時間の上限を増やせるようにすることということで、この試行事業は基準が利用時間上限10時間というふうに想定して進んでおりますけれども、これは自治体の乳幼児の数や地理的な特性、また利用時間のニーズのばらつき、こういうことは当然この地理環境、社会環境の中で生じております。また、基本的に子供さんを預けるこの預け先がないという、いわゆる待機児童みたいなことで、施設自体の需要が足りていないようなところもあつたりします。そういうところの補完となっていくことの意味合いも含めて、上限10時間ということに限ることなく、地域差が生じていることをどう考えるかといったような論点も含めて、利用時間の在り方をしっかり検討してほしいということが2番目になります。

3番目は、障害児や医療的ケア児を受け入れられるようにすることということで、こども誰でも通園制度の基盤となっている根拠法はこども基本法になります。こども基本法は、今定例会で一般質問で子供の権利ということも複数の議員からの一般質問にもありましたとおり、全ての子供における生存の権利でありますとか、成長の権利でありますとか、そういう権利の保障がうたわれているのがこども基本法になるわけなのですが、医療的ケア児、また障害があるお子さん、こういうお子さんがこういう誰でも通園制度の枠外になっているような傾向が見られる現状があります。ですので、こういう子供さんたちもこの誰でも通園制度のこれ給付制度なので、給付を受けられるように、利用できるよというこの要望をしているのが3項目めになります。

そして、最後、重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計ということで、このこども誰でも通園制度を地域の子育ての地域資源の一つとして整備をしっかりしていきながら、地域には多様な子育て支援サービス、これは当町においても保育所、保育園、幼稚園、子供支援拠点でありますとか、子育て支援センターでありますとか様々、児童館もそうですけれども、そのような子供さんを預かっていただける、居場所となっていくような機能を持った施設が複数あるわけなのですが、このこども誰でも通園制度もそれらを含めて地域資源の一つとして総合的、重層的な見守りというのは、もう一体的に重層的に子供たちが利用できるようなこれ仕組みづくりをしっかりやってもらいたいということを4番目で要望させていただいております。

以上4項目となっておりますが、一番私もこの意見書を提出をさせていただくに当たって、さらに様々な地域の声、専門家の方の声、また保育機関の声を調べさせていただく中であって、根本的な課題がちょっと1点抜けていたなというふうになんてちょっと反省をしているところなのですが、まずもって保育人材が足りていないという、こういう現状があります。ですので、そこを根本的にどのように改善をし、拡充しているのかということが大前提にないと、行き詰まりが目に見えているなというふうに感じております。ですので、そこに関しての皆さんのご意見を頂戴したいことが1つ加わったことと、もう一点あるのですが、ちょっとサービスとして似ているのが一時預かり保育というのがあります。この一時預かり保育と現行では10時間を想定しているこども誰でも通園制度なのですが、これ仕組みとして重なり合っているのか、非常に利用する基準においても分かりづらさがあるなと感じました。それで、その部分もどこかの知見のある方のご意見を拝見をしましたら、基本はこども誰でも通園制度に置きつつ、その上限時間を過ぎたところに上乗せみたいな形で一時預かりという位置づけにしたほうがよいのではないかと、このようにおっしゃっている知見のある方もおられましたので、この辺の大きく表現すると制度設計、既存の制度とこの新制度との調整をし、より分かりやすく利用しやすい制度にしていくということも大事なことであるなという

ふうに加えて感じたのですけれども、その辺も含めまして議員の皆さんのご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） 説明終わりですね。

○議員（桃園典子君） はい。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

それでは、いろいろ調整をお願いしたいということでございますので、文章的に記が4つありますけれども、それ以上にも達してもいけると。三芳町議会として出すものということで皆さんにお考えいただければというふうにも思いますけれども、いかがでしょうか。どなたか質問があれば。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

この制度、確かにこれは保護者の皆さんにとって非常にありがたい制度かもしれないのですが、一番危惧されているところが、今の保育園の現状、保育士の給料が安いという、それでなかなか人材が集まらないという中において、保育士の皆さんが大変な中において、さらなる保育の負担になるのではないかとところが危惧されているところかと思えます。なおかつ、この意見書の中には障害児や医療的ケア児を受け入れられるようにすること、それはもっともなことで、最近よく言われているように、誰一人取り残さないという大事なことだと思うのですけれども、これもさらに保育園の負担を増やすことになると思うのですけれども、その辺りどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

今本名議員からご意見をいただいた部分というのは、大変に納得するところであります。保育士の負担増というところにおいては、やはりこのこども誰でも通園制度で一時的にお預かりする子供さんという、その子供さんの状況が保育士のほうでその子の一人一人の特性も理解しなければいけなかったり、またもしかすると親御さんと離れられないお子さんも出てくるかもしれない。そうすると、泣いたままずっとおられる子供さんもいるかもしれない。そんなことも様々な想定があるというのも非常によく分かります。

そういう意味では、先ほどの提案理由の説明にも入れさせていただきましたけれども、保育士の処遇改善であるとか、報酬のさらなる拡充であるとか、そういうことを整った上で、これならばできるというような条件が整っていくことがまず大事なと。見切り発車になるのではなく、しっかりまずはそのことを要望をした上で取り組んでいただき、そこの改善に向けて国が努力をしていただくというところ。一番大きいのは、財政措置になるのかなと思えます。保育士報酬にしても、先ほどの医療的ケア児の受入れ態勢も含めても、やっぱり財政措置。こどもまんなか社会の実現とおっしゃるのであれば、そこにどれだけ国が本腰を入れて財政措置ができるのかということが大事だと思っているので、先ほどおっしゃっていただいたようなことが実現、改善、充実していくことを含めつつ、それが整った上での実施になっていくことを目指していただきたいと、そのように思っています。

○議長（内藤美佐子君） 今は調整ということなのですが、文章として書き加えられるということでよろしいのですか。

本名議員、よろしいですか、それで。

ほかに。

牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

医療ケア児の預かり、受入れ態勢を認めることとあるので、看護師の配置について記載がないのですが、この辺はどのように考えられていますか。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございます。

先ほど本名議員からご提案いただいたそこにプラスアルファで、やはり医療的ケア児ってこの子供を受け入れる側の体制の拡充という中に、保育士の配置基準、配置を十分に拡充することと合わせてこういう配慮が必要な、支援が必要な子供さんに対しては、看護師等の専門的な知見を持った方の配置、これも当然必要だと思うので、そこも書き加えていくことを検討したいと思います。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

長野議員。

○議員（長野真寿美君） 長野です。声がかすかすで申し訳ありません。

1つ質問なのですが、待機園児がいたりする現状が今あります。そういった際、第1希望のところに入れなかったりとか、あと定員がいっぱいでその預かり保育をしたくてもできない場合のことも考えていただけないような、そういった一文も入れていただけるといいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

現状の課題として待機園児とか、第1希望、第2希望というような、この希望するところに入れる入れないというような現状の課題に関してのことなのですが、これは例えば町内にある全ての仮に5園あったとすれば、5つの施設が全てこの通園制度を実施するのかもしれないのかということは、まだ明記されていないかなと思うのです。ですので、4つ目の重層的な見守り機能というところに今伺いながら当たるかなと思うのですが、先ほど説明をさせていただいた中で、様々な保育施設が、保育というか、子供さんを預かる施設、またその特色とか、機能が色々あつたりするわけなのですけれども、そういうところが今質問いただいたことも含めて、子供さんを保育をする、お預かりをするということがより充実していくニーズに合う、要望に合っていくように体制、環境を整備するには、この4項目めのところで今ご提案いただいたことを加味できるのかなと思いましたが、少し考えさせていただいてよろしいですか。4番目のところのような気がするので、少し検討させてください。お願いします。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

ちょっとこれを見ると、保育士が大変になるのかなと思うのですが、先ほどあったような障害児、医療的ケア児を受け入れる。やっぱり今まで就労者の子供たちを預かるというものが、全ての子供になると、保育士の負担が少なくなるので、保育士の1人当たりの保育の人数って決まっていますよね。やっぱり根本

的にはその人数を外国的みたいに少なくしないと、やっぱりかなりこれは負担が多くなるのではないかなと思うので、保育士の1人当たりの保育の人数を削減していくこと、これを根本に持ってくるべきだと思うのです。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

このことに関しては、国でも既に協議がされています、おっしゃるとおりで。協議がされています。令和6年度、来年度なのですけれども、4、5歳児に関しては子供30人、今現在は30人に対して1人なのですけれども、次年度には25人に対して1人ということでの見直しスケジュールになっています。

また、令和7年度以降は、1歳児は今現在は子供さん6人に対して1人なのですけれども、今度は5人に対して1人の保育士ということで、令和6年、7年にかけて配置基準の見直しというのはもう既に決まっているようです。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） この保育士の対象人数が多過ぎるとするのは、もう前から本当に議論されてきて、今回のをきっかけにして、そういうふうには削減されてきたというのは、本当にいいことだと思うのです。でも、その人数よりももっと減らさないと、この現状に合ったものの対応については、本当に大変だと思うのです。今までのことで対象人数を減らしてきたというのは、もう当然のことで、しかしこういった新しいものも入ってくると、もっと対象人数、1人当たりの保育士の対象人数をもっと減らさないと、本当に保育士が大変だなというふう思うので、やっぱりその辺は今おっしゃるように、そういうふうには1人当たりの子供たちの人数を減らすというふうにはなっているけれども、よりそこを根本的に減らすような、そういった対策というのは引き続き私はこれを実施するのだったらそれが引き続き根本になければならないと思うので、もしそれを加えられたらぜひ、やっぱりそこが根本だと思うのです。保育士がちゃんと子供たちを見てあげられる人数、そういうふうにするためには、今までは就労者の方の子供たちを見るということでしたよね。でも、今度は様々な人たちが入ってくるわけですよ。ですから、やっぱりそれは1人の保育士が見られる子供の数を少なくしなければ、かなり保育士の負担は多くなると思うので、ぜひその辺は考えてください。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

今吉村議員がお話くださった内容は、国にもしっかり届いている中で、今令和6年、7年で配置基準の見直しというのがもう決定をしているということで伺ってはいるのですけれども、いろんな保育士の配置のみならず、先ほど本名議員から最初にお話いただいたように、処遇改善とか、そういうことも含めて、潜在保育士の皆さんも復帰したいと思えるような環境整備というのは非常に大事と思っているので、そういうことを含みおいた形で調整をさせていただけるようにしたいと思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

ほかに。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

まず、これは市町村が事業所を認可していくと思うのですけれども、この中の決まりとして必要な保育士が半分でいいという一時保育の預かりなのだと、一緒だと思うのですけれども、そういう中で0.6か月からのお子さんを面談なしに初めて預かるということですよ。保育士の資格のない方が、保育士って専門職ですよ。そういう方が見るということに対して、とても心配なのですけれども、その辺に関してはどのようなお考えなのですか。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

これ決定ということではなくて、今増田議員からご心配いただいたように、やはり子供さんの特性であるとか、そこを理解するのは、一度でできることではないかなと思っています。最低、まず最初は親子通園ということでのところから始まるようで、それが親子通園をずっと継続するのか、それとも数回のみで親子通園を終えるのかというのは、これから検討されていくようですので、今ご心配いただいたように、安全安心に子供さんを、ただ預かってあげるということではなくして、やはりその子供さんにとってよい経験ができた、家族以外の大人との交流もできたと、同世代の子供の交流もできたみたいなプラス要素が加わっていくことが大事と思うので、懸念されるその部分が少しでも少なくなっていくように、安全で、またしっかり慎重な進め方をしていくということは同感ですので、しっかりと文言の中で調整をしたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

林議員。

○議員（林 善美君） 林です。

今検証が行われている自治体が何か所かあって、令和8年度には始まる、この制度自体は始まる予定であるということなのですけれども、細かいことがもちろん大事なとは感じます。ただ、今実証、試行されている段階なので、この試行が終わった後の検証をしっかりしていただきたいというところを加えてもらえたらいいかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

林議員から今ご意見いただきましたけれども、本当に全くそのとおりだと思います。私も今回、この意見書を提出させていただくに当たって、様々、様々今までの第1段階の試行事業を行ったところについての報告を受けて、有識者の皆さんがどのような意見を出されているのか拝見をしたら、プラス要素、当然プラス要素だけではなく、心配なこともたくさん提言として出ておりましたので、先ほど追記の部分で私皆様のご意見いただきたいと申し上げた一時預かりと誰でも通園制度の制度設計などもそうですし、第2弾の実施自治体は115自治体で、2倍以上になるので、より多くの声が上がってくるのが想定されるわけなのですけれども、しっかりそこで上がってきた声を酌み取っていただいて、よりよい制度になっていくような検証をしていただきたいということは同感です。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございますか。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

この意見書の中の記述で言うところより、そもそものこのこども誰でも通園制度という大枠のところの考え方というところからでもよろしいでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） はい。

○議員（細田三恵君） まず、大人、母親の就労していない有無にかかわらず、育児負担の軽減をしていくというところの制度だと思うのですけれども、そういう方を実際に身近に私も感じているところではあるのですが、ゼロ歳児から3歳未満ということで、いつでも誰でも預けられるというところはすごく負担軽減されるかなと思っているのですけれども、逆に子供の目線からすると、突然に預かり保育という期間もなく預けられる、預けられた子供からすると、ちょっとそこはどうかかなというところも考えたのです。子供ってとても7歳までの経験がこの子の人生の大枠を、いろんなことがあるのでしょうけれども、いいこと悪いことも、すごくやっぱりママが大好きだと思うので、意外に社会にぽんと出されたときのショックなところとかというのが、子供目線をどう考えているのかなというところと、あとはネグレクトという問題が今あるのですけれども、そのネグレクトに拍車をかけるというところも危惧されるのではないかなというところはどうかお考えでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

ありがとうございました。今2つのご意見をいただきました。最初のご意見としては、ゼロ歳とおっしゃいましたけれども、これ正確にはゼロ歳6か月からのお子さんになりますので、6か月未満のお子様は今上がっている案の中には含まれていなくて、有識者が検証した中にあるのは、子供さんの乳幼児の虐待は、ゼロ歳が一番、もう50%、虐待死が50%を占めると言われていて、そういう意味合いから見ると、本当はゼロか月というのは極端な話、6か月未満の赤ちゃんも預かってあげたほうが良い家庭もあるのではないかと、そのような意見も出ております。

ですので、これは給付制度ですので、利用するしないは当事者になられる方の自由意思で決めていただくこととなります。ただ、今細田議員がご心配いただいているのは、育児放棄とかネグレクトって次の質問にもなっていくわけなのですけれども、そこへの関連の部分というところをご心配いただいているのかなと思います。そこに関しては、先ほどのご質問の中にもありましたけれども、最初は親子通園という形を取るようですので、その中で親子関係をしっかりと保育者側が観察をするということは、必須の状況のようです。

先ほどと重なりますけれども、子供さんによってはずっと泣いている子供さんもいるかもしれないし、私も保育現場にいた経験としては、親子関係って見ると、お母さんの言動で分かってくるので、そういう意味ではその親子通園をしている中で、もし心配と感ずることがあったときには、4番目の重層的な見守り機能というところ、ちょっとここも少し調整したいと思うのですが、場合によっては今当町では家庭総合支援拠点でしたでしょうか、虐待防止のための機能を持ってしっかり支援をしていく機能がありますけれども、各自治体でやはりこの虐待防止というような支援、仕組みがあるので、この重層的な見守りというところにあつては、例えば預かった側の保育施設側でこれは心配と思うような事象が見られたときには、横でつなが

て、逆にそのことによって子供さんを守ることができるような仕組みづくり、それもこの中で地域資源の一つとして整備をするというふうにならなければならないのですけれども、重層的な機能を発揮できるような仕組みづくりというのが大事と感じていて、逆にそういうことの未然防止につながっていく機能を持ってほしいと私は思っています。

2つの答えを一緒に答えたような感じになってしまったのですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） ありがとうございます。今お話しされた中に給付ということがありましたけれども、国から補助されるということなのですからけれども、これでも家庭庁ができていろいろと進んでいることだと思えますけれども、これだけではなくて、様々な全国的な給付がここ本当に増えてきました。でも、私個人的にも党的にも、何でも給付でするところというところはどうしても今理解ができないところで、実際に現場では本当にお母様方が困っているところというのは目の当たりにはしているのですけれども、もっと違うやり方、親子の絆をもっと介助してあげるとか、相談に乗るとか、家庭崩壊ではなくて、もっと絆を高められるような世論というか、そういうところが大事かなというふうに思うので、そういう給付、何でも給付というところにはちょっと引っかかるところがあるのですが、それに関してはどうでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

今国から数日前に合計特殊出生率の発表がありました。日本のど真ん中東京では1を切ってしまったという、埼玉県も下がっていますけれども、その埼玉県の平均値よりも三芳町は低かったりします。そんなことを考えている背景の中に、いつも若い世代の皆さんにインタビューをすると、子供を産むということに対する不安の言葉なのです。何が一番不安を感じるかといったら、お金がかかるからだと、これが一番の要因になっています。

そういうことを少しでも軽くしてあげて、この日本の将来設計を社会保障を維持していくためには、安心して産んで育てられるという環境整備、これは必須の条件だと思っていますので、ここに関しては給付制度というのは私は必要だと感じます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

光下議員。

○議員（光下重之君） 皆さんからいろいろ出たのですが、これはスマホアプリの予約で保護者の就労を要件としないで一定の時間内で利用できる仕組みでもあるというふうにならわれているわけなのですけれども、私はそういうことから考えると、保育施設のスペース、この問題がもう一つあるのかなと思うわけです。

意見書の1番目に、職員配置や設備基準を満たすための財政的措置を含む支援策となっているのですけれども、例えば今言ったような状況でゼロ歳児、6か月以上のお子さんですから、ゼロ歳児のお母さんからいきなり2日ぐらい前にアプリで申込みがあったと。そうすると、ゼロ歳児の部屋も必要、スペースが一番大きく取らなければいけないところだと思うのですけれども、そういうところに2人、3人と、そういうお子さんの注文と言ったらおかしいな。入ってくるということになると、立ちどころに保育基準、施設基準をオーバーするみたいな話になってしまうと思うのです。

ですから、それは子供さんにとっても、保育所側、町にとっても安全性の問題、命の問題に関わってくる話でもあるし、やはり実施するに当たっては、そういう保育施設そのものの在り方をどうしていくか、どういうゆとりを持たせていくかというような、そういう議論も必要ではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

ありがとうございました。今試行的実施をされている施設の一例かとは思いますが、受け入れているのはあくまでも定員に満たないところの保育、学齢期ではない、年齢のクラスに空きがある分を活用しているみたい。第1弾の試行事業なので、そういうふうにして行っていますというような事例が一つありましたけれども、今後も恐らく無尽蔵に申込みがあれば、全て受け入れるということではなく、当然先ほど来保育士の配置基準ということのご心配の声もありましたけれども、そのキャパオーバーとならないように、それは制度の中で、想像ですけれども、何日前まで申し込んでください、その時点で定員が何名に対して大丈夫とか大丈夫でないとか、そういう土壇場で混乱が起きないように仕組みはつくっていかれると思います。

急に何か預かってほしい場合は、緊急サポートとか、そういう形の既存の仕組みを利用するとか、そういうことですみ分けをするとか、そういうことも含めて制度が順調に活用できるように配慮はされると私は考えておりますが、いかがでしょうか。これでよろしいでしょうか。加えたほうがよろしいですか。

○議長（内藤美佐子君） 調整ですので、文章の中にこういう言葉が必要かなというようなことをもし言っただけであれば、桃園議員も検討しやすいかなと思うのですけれども、よろしいですか、光下議員。

それで答弁され、大体こんな考えですというお話はされましたけれども、それで大丈夫ですか。

○議員（光下重之君） 入れられれば。

○議長（内藤美佐子君） 入れられれば設置……桃園議員、ごめんなさい、桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

今ご心配いただいたことも考慮した形で文章の調整をしたいと思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） あと、菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

記の一番上のところで、十分な受入先をとありますが、これが恐らく意味合いとしては入っていると思うのですけれども、既存の施設の受入れ態勢をしっかりと確保できるように支援するというような感じのほうだと、今皆さんいろんな意見があった中ではフォローできるのかなと思ったのですけれども、その受入れ態勢というところでの記述というのはどうなのかなと思うのがまず1つお願いしたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） 記1のところ少し体制づくりという言葉が欲しいということですよ。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

ありがとうございました。今ご提案いただいた受入れ態勢ということで、既存の機関がしっかりとその環境が整うということを配慮した形で調整をしたいと思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

意味合いとしては入っているのだと思うのですけれども、はっきり分かるような形としてはいいのかなと思ったので、それと対象年齢なのですけれども、6か月というのは分かるのですが、3歳未満ですよ。そちらについては特に課題はないとお考えですか。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

今幼稚園、保育園の無償化の部分も3歳以上の子供さんがそのような対象になっているということも含め、それ以前の子供さんの給付って先ほどお話ありましたけれども、給付の仕組みとして、これが体制を整えていくというふうに理解しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

せっかくこれで誰でも通園というのであれば、そちらでやってもいいのかなというのが、特に3歳児の未就園児というのが全国でおよそ、およそですけれども、55万人ぐらいいるということらしいので、それは今まで一時保育とか、そういうのでもやってきているのだと思うのですけれども、一時保育との違ってちょっと勉強させていただいたのですけれども、いい面があると思うのです、こっちのほうが。継続して受け入れられるとかいう面がある、いい面があるので、特にその3歳児未満にこだわる必要はなかったのかなと思ったのですけれども、それでその質問です。

今お答えいただいたので、それはそれでいいのですけれども、医療的ケア児のほうで受け入れられるようにするということになると、やはり施設もかなり大変だなと思います。それに関しては、今のところ居宅訪問型保育というのがありますよね。そちらのほうを充実させたほうが、通園というのは難しい部分では子供と保護者に寄り添えるような支援になるのではないかと思いますのですけれども、そうするとこの意見書から外れてしまうのですけれども、だから必ずしも誰でも通園制度の中でフォローしなければいけないということではないのではないのかなと。特に医療的ケア児ですね、医療的ケア児も障害児も個々にいろいろ違いますので、全てがどうこうとは言えないと思うのですけれども、そのできる子できない子がいると思うので、できない子については別の形の支援というのがあるので、そちらをとというと、それは意見書としてはどうかかなと思うところがあるので、全部にこれにこだわることはないのではないのかなというところで、もしこれにフォローできないのは違う支援でやっていますので、そちらでもいいのではないのかなというところでの説明でいいのかなと思うのですけれども、今医療的ケア児のことを聞いていて、全部を受け入れなければいけないという話ではないのではないかなというところでの意見というか、質問なのですけれども。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

ありがとうございました。この医療的ケア児に関してなのですけれども、おっしゃるとおりで、例えばたんの吸引であるとか、呼吸の部分のサポートであるとかという子供さんが多いかななんて思うわけなのですけれども、第1次の試行をした上での検証をした知見のある方たちのご意見の中にも、今菊地議員からお話があった居宅訪問型の保育ということのそこまで拡充して、要は保育者が出向いて保育をするという意味に

おいては、誰でも通園という言葉に、そこがちょっと意味合いが違ってしまうのですけれども、でもそういう制度設計も必要ではないかというご意見も出ておりましたので、提案をいただいた意味に関しましては、とてもよく分かるところなのですが、現状のこの3つ目の文言で考えたときには、現実的には最初のところ、受入れを認めることと断定的にせずに、ちょっとそこに幅を持たせるというような理解でよろしいでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

要は桃園議員もおっしゃっていましたが、通園ではないから居宅訪問は違いますよということで切られてしまっていると思うのですよね。なので、それはでも子供目線からいうと違うと思うので、可能な限りとか、そういった形での文言であれば、限定しないでいいのかなと思っていますが。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

分かりました。例えばニーズに応じたとか、そういう表現でよろしいでしょうか。よろしければ、そういう形にしたいと思います、よろしいでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 文言そのものはもういろんな形があると思うので、そういった形であればいいと思います、限定せずに。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、これで大変多く調整をしていただいたと思いますので、桃園議員には皆さんのご意見を受け止めて調整して作り上げていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2本目の意見書に移らせていただきます。04番の本名議員からでございますが、調整をお願いしますということで、食料自給率向上を求める意見書でございます。

この説明をまずお願いいたします。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

今回、食料自給率向上と持続可能な農業の実現を求める意見書ということで提案させていただきたいと思っています。日本の農業は異常な危機に瀕しているのではないかと思います。基幹的農業従事者数が1995年の256万人から2020年には136万人と、25年間で半減してしまいました。しかも、農家の平均年齢が70歳近くに達しており、今後さらに減少が進むものと思われまます。しかも、農産物の価格低迷にもかかわらず、飼料や肥料、燃料代の高騰は農畜産業にとって生産すればするほど赤字が膨らむという状況も生じています。

また、食料自給率も今後さらに低下することが危惧されております。2022年にFAO、国連食糧農業機関、三芳町の世界農業遺産、これらに関わっている機関ですね、によるハンガーマップの飢餓国に日本がこの中に入ってしまった。

また、世界で貿易が2年間ストップすると、日本では人口の6割に当たる7,000万人が餓死し、世界の餓

死者の3割を占めるという研究がアメリカで発表され、衝撃的なニュースでもありました。

食料自給率がカロリーベースで38%という先進国と言われる国の中では最低レベルであるということは、非常に心配なことであります。農家の数もそうですけれども、意見書の本文にも書いてありますけれども、農地の減少も同時に進んでおります。また一方、2019年から国連家族農業の10年が始まっております。これは2014年の国際家族農業年で示された方向性を引き続き堅持し、国際社会として家族農業支援に取り組むという議案が2017年12月の第72回国連総会で採択されたことを受けたものであります。これは日本も含む104か国が共同提案したこの議案は全会一致で可決されました。

さらに、2018年12月の国連総会では、農民と農村で働く人々に関する権利宣言、通称農民の権利宣言というものも採択されております。

また、さらには国連貿易開発会議、UNCTADでは、2013年に「手遅れになる前に目覚めよ 気候変動時代における食料保障のために今、真に持続可能な農業への転換を」と題した報告書が発表されております。

大規模の企業的農業から小規模家族農業によるアグリエコロジーへの農業への転換が求められております。このような世界的な流れ、そして国内のやはり食料自給率という、これはとても大事な国の根幹に関わるような問題だと思っておりますけれども、その自給率の向上とそのために農業を支援していくことを求めた意見書であります。

ということで、記のほうでは、まず1として、国内の農業生産を強化し、生産と消費両面から食料自給率の向上に必要な施策を早急に充実・強化すること。

2番目として、農業の担い手の育成を図るとともに、担い手への農地の面的集約や耕作放棄地の解消など農地の有効利用を促進すること。

3として、米の消費拡大、地産地消の推進、食の安全・安心の確保など、国産農産物の需要拡大に積極的に取り組むこと。

4として、燃油価格、飼料、肥料、生産資材の高騰に対する支援策を充実するという事で意見書を提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（内藤美佐子君） 説明ありがとうございました。

では、本名議員の意見書に対してのご意見または調整する場所ございましたら、挙手にて発言していただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。ご説明ありがとうございました。

何点かちょっとお伺いしたいのですが、記のところで、生産と消費の両面からというお話が書いてあるのですが、この消費というところはどういうことを指されているのか、3番のことを指されているのかどうなのかちょっと分からなかったもので、確認をさせていただきます。

○議長（内藤美佐子君） では、確認を。

○議員（小松伸介君） 消費というところが、その1番、1番の生産と消費両面と書いてあるのですが、この消費というところがどこを指しているのかなというところで、3番の米の消費拡大というところを指しているのかなとちょっと想像したのですが、その辺の確認をお願いします。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

3番にも関わってくる問題でおっしゃったように、やはり輸入農産物のほうが全般的に言うとおいので、そちらのほうに消費者はついつい行きがちな面もあると思います。国産農産物の消費を奨励するようなそういった施策を今後講じて強化してほしいという、そういう意味です。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 今回食料自給率のお話なので、直接関わる、関わるのは問題だと思うのですが、食品ロスの問題をここに書かれ、ちょっとまた意見書の趣旨が違ってくるかもしれないのですが、それもちょっとやっぱり表裏一体の部分があるのかなと思って、ここの消費というお話をするのであれば、そういったところにもしっかり手を入れていただきたいというのは、やっぱり年間2,000万トンぐらい食品ロスが多い日本なので、その辺もしっかりやる必要があるのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

先ほど説明の中で、日本もハンガーマップ飢餓国に入ってしまったというふうなことも申し上げたのですが、その一方で食品ロスが大量に生じているということも問題です。私がよく行くスーパーでは、桃園議員にも度々お会いするのですが、1日国民1人当たり御飯1杯分の食品ロスが生じているというように店内で放送を流されております。そのことも非常に大事なことで、食料自給率の向上というなら、その捨てていい、捨てるといふか、食品ロスその分を生かすことも必要なのではないかと、どういふふうに入文に入れられるかどうか分かりませんが、それは検討させていただきたいと思っております。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） よろしくお願ひします。

それから、その後に必要な施策、食料自給率の向上に必要な施策というところがあるのですが、この必要な施策というのはどんなことを考えていらっしゃるか、お伺ひしたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

要するに輸入に頼ってしまっているから、必然的に国内の生産も減ってきてしまっているというところがあります。例えば関税率、よく日本の農業は過保護だとか、補助金漬けだとか言うような言われ方もするのですが、それはあまり正しくない言い方で、世界的に見ると、日本の農業の関税率って非常に低いのです。アメリカよりは確かに高いのですが、ほかのヨーロッパ諸国とかに比べると、関税率が非常に低い。つまりどこの国も食料自給率を維持するということは、大事なことだといふふうには捉えているので、国内農業を保護しているわけです。その点で日本は、これは自由貿易といふ聞こえがいいのですが、一つにアメリカの圧力もあるのですが、関税を下げて農産物が国内に入ってくるようにしてきた。

意見書の文面にも書いたのですが、食料を外国から輸入すればいいという思考からの脱却が求められているということで、やはり国内農業の農産物、そして農家の支援ということで、農家が離農しなくて済むような持続可能な農業ということも書かせていただきましたけれども、やはり農家として続けられるよう

にすることと、やはり国内農業をしっかり保護することも大事ではないかなというふうに思います。

具体的にどういうふうな施策を打てばいいのかという、それはいろいろあろうとは思いますが、それは政府がやることなので、ここには特には書いていないのですけれども、今言ったようなことではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 分かりました。

それから、2番目なのですけれども、担い手の育成というところと農地の集約というところが、農地の有効利用というところなのですけれども、農地のお話はここに書かれているのですけれども、例えば技術的な部分で農業のDXであるとか、ITの活用であるとか、そういったところも記入して農家支援というか、担い手の確保というか、というところを入れたほうがいいのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 実は農業基本法が改定されました。それを横目で見ながら意見書を作ったのですけれども、その新しい農業基本法の中には、その辺りは入っています。もちろんそれも全然否定するわけではないし、進めるべきことだと思うのですけれども、なぜここに入れなかったかという、当然それは国が財政的、技術的に支援しろということと言えるかもしれませんが、デジタル化とか、機械化とか、そういうのってやはり農家のかなり負担になっているのです。私の知り合いの農家も、農機具を買うのに非常に高額で、専業農家ならできるのかもしれませんが、兼業農家なので、新品の農機具を買うことはできない、中古を買っていると。それもローンが終わると、また次の機械を買うことを考えなければいけないという。やはりそれを入れるのであれば、農家の財政的な支援、農家の負担にならないような形の一言で言うと、スマート農業という言い方をしていますけれども、それが必要なのではないかと思います。

それから、それも入れられるかどうかちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

牛丸議員、先にお願ひします。

○議員（牛丸藍子君） すみません。牛丸です。

昔は家族経営で農家をやっているところが多かったと思うのですけれども、今って核家族が増えているので、その辺の状況もまた変わってくるのかなと思うところと、あと今でも農業に関心を持つ若い人はいると思うのですけれども、地方移住の支援とかが足りない、なかなかちょっと農業って伸びていかないかなと思うので、地方移住の支援とその営農される方の生活保障というのをもうちょっと加筆していただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

それは2番に書かれていることに含まれることだと思いますけれども、やはり農業をやりたいという人も、新たに新規就農農家になりたいという方もたくさん、たくさんとは言わないけれども、そういう方ももちろ

んいらっしゃると思います。そういう方が安心して新規就農できる、そういうシステム支援をつくることも大事だと思いますので、その部分加筆できるような形で考えたいと思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

細谷議員。

○副議長（細谷光弘君） 細谷です。

意見書の中で新旧混ざってしまっているというか、国のほうでは農業委員会法が平成27年に変わりまして、それまでは農民の地位向上に寄与という話から、農業の健全な発展ということで、そういう個人的な農家のほうはあまり考えないような話になって農地集積を進めてくださっている。農地集積委員というのが今度できまして、そういった流れでなっているのですが、ここの意見書の中で農業の担い手に集約するという部分は、そちらになっているのだと思うのですが、そちらの部分と、今までその農村主義というのですが、そういったその里山の景色を守ってきたのは、そういった零細の農家の方たちというふうなお話も書いてあるので、そっち両方のことが書いてあって、どっちなのかなと。

その食料自給率だけ上げたいのだったらどんどん工業化して、その零細の人は無視して進めるというのが一つの方法なのかもしれないのですが、それに反して、その零細の家族農家を守りたいという部分になると、やっぱりフランスとかスイスみたいに、個人に国が保障していくような形になるか、またはその農家の収入を上げるようなもうかる農業ができれば、皆さん離農はしない。サラリーマンになれとは言わないで農家をやったほうがもうかるよという時代になっていけば、皆さん農家を必然的に農家のほうがもうかるのだから、わざわざ損するサラリーマンになんかなるわけなので、実際はでもサラリーマンのほうが1人の年収のほうが農家の売上げより高いという時代になってしまっているの、皆さんしょうがなく、そういった形態になっていると思うのですけれども、食料自給率を上げるために工業的な集約して、昔で言えば農地解放の逆をいっているような今時代になっていると思うのですが、誰かにまとめてやる。それは地方の田んぼとかもそういった田舎のほうではこれが進んでどうしても集約しなければならぬ、それもやっぱりすごい量の米を作らないと黒字にならないような話をお聞きするので、資本主義なので、消費者の方は外国だろうが何だろうが安いものを買いたいという方がいるというのは大部分なので、どうしても国産の安全なものを食べたいという方も一部いらっしゃるけれども、大体の方はそういった中で輸入を止めるというのはなかなか難しいのかなというふうに思うのですが、そのできればそういう小規模農家の方を守っていただければというの、すごい賛成なのですが、その政策とそこの両方一緒になってしまっていて、どっちつかずかなという個人的にはするのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

今国が進めている方向は、細谷議員がおっしゃったように、国が進めるその大規模化というのは、例えば株式会社の参入であるとか、企業化なわけですよ。それについては私は反対です。だからこそ、ここにおいては家族経営でやっていける小規模農家こそが田んぼや里山を支えているという、そういう農家を支援するようにという趣旨なのですけれども、ではあるけれども、農地の集積や耕作放棄地の解消なども効率化は必要だと思うのです。そこまで否定するものではないので、ですから小規模農家を家族農業がやっていける

ようなそれが持続可能な農業だと思うので、そういう農家は続けられるようなという趣旨でもあります。ということでよろしいでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 一応調整ということなのですから、文言の中で何かこれ調整いただきたいということでよろしいのですか。

副議長。

○副議長（細谷光弘君） そちらの部分あまり書いていないのかなんていう感じが個人的にはするのです。文章の中にはその里山の話で書いてあるのだけれども、実際やっぱりその集積しているような方というのは、人を使ってやっているわけですよ。1人で、当然家族で集積してやり切るわけではないので、パートの人だとか、いろんな人を使ってやっているということだと、海外から連れてきている方もいらっしゃいますけれども、実際のその農家を守るその施策についてもう少しあればいいかなというふうには思うのですが、どっちつかずな感じが何となくしてしまうので、すみません。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 分かりました。小規模農家が小規模農家というか、家族経営でやっているようなことを求めているので、そこら辺はもう少し文章として分かるような形にしたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） それでしたら、協議事項の意見書の調整については、これで終了させていただきます。

桃園議員、本名議員、ありがとうございました。調整文をよろしくお願いいたします。

この後もう少しあるのですけれども、どうですか、休憩入れますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） そうですね。そうしたら、このまま続けさせていただいてよろしいでしょうか。

そのまま続けます。

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（内藤美佐子君） 報告事項になります。

議会広報広聴常任委員会委員長より報告をお願いいたします。

菊地議員。

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） それでは、3分いただきます。議会広報広聴常任委員会より報告、あとお礼を申し上げたいと思います。

いつもポスター掲示、ご協力ありがとうございます。13日に閉会しますので、その後に撤去のほう、またお願いします。

9月定例会については、1か月前ぐらいをめどに考えますので、そのときまたよろしく申し上げます。

それと、議会だより第193号、今回の定例会の記事につきましては、6月17日月曜日が提出期限となります。土日が入りますので、もう終わってすぐという感覚にはなりませんけれども、17で17時が提出期限となり

ますので、皆さん締切りはお間違えのないように、しっかり守っていただければと思います。

それと、一部事務組合の臨時会があるということですが、まだ議案が分からないということで、三芳町に関係のある議案であれば掲載したいと思うのですが、臨時会ということで全然関係ないことであれば掲載しないかなというところで考えています。それは後になるので、その締切りについては改めて考えたいと思いますので、スペースとしては2分の1ページぐらいということをお願いしたいと思います。この点はまた協議ということをお願いします。

以上となります。

○議長（内藤美佐子君） 委員長の報告ですけれども、何か聞いておきたいことありますか。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。ご説明ありがとうございます。

1点事務組合議会のことが今説明の中でありましたが、確認なのですけれども、締切り期限というのはいつになりますか。

○議長（内藤美佐子君） 菊地委員長。

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） 通常17ですけれども、その後に行われるということなので、協議、そのまた依頼をするときに協議ということになるかと思います。どういうものをどういう記事にするのかということもありますので、それいつぐらいできますかというところで、なるべく早くということは必ず言うと思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 分かりました。事務組合議会の事務局も含めて、臨時議会のその議案というのがどのようなものか確認はさせていただいて、また確認が取れ次第、報告させていただきます。間に合うように、なるべく報告はさせていただきたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございますか。

委員長への今の報告について。大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） それでは、報告事項はこれで終わらせていただきます。

◎その他

○議長（内藤美佐子君） その他でございますけれども、議員のほうから何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） 事務局は。

事務局長、お願いします。

○事務局長（郡司道行君） 事務局からは1点で、前回もちょっとお話をさせていただいたのですが、互助会費、今週14日金曜から21日、その次の週の金曜日まで、年会費2万4,000円になりますが、事務局のほうにご持参いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（内藤美佐子君） では、これでその他も終わりということで、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） それでしたらマイクを事務局にお返しします。

◎閉会の宣告

○事務局長（郡司道行君） 大変お疲れさまでした。

閉会につきましては、細谷副議長、よろしくお願いいたします。

○副議長（細谷光弘君） 皆様、本日は全員協議会ということで、早朝よりお疲れさまでございました。

私ごとでございますが、昨日母校の校友会に初めて参加してまいりました。大野知事の講演がありましたので、埼玉県の人口のほうは令和3年の10月分のデータ、令和4年から減少に初めて転じたということで、三芳町も何か参加しているとの伝えたまま、スーパー・シティプロジェクトについてお話がございました。

また、私の学校のほうで今朝ドラの「虎に翼」ということで大変話題になっておりまして、こちらのモデルになりました三淵嘉子さんに関する展示のほうは、まだ明治大学の博物館のほうで10月28日まで開催されておりますので、三芳町も女性議員が大変多いということで、もし興味があられる方がいらしたら見ていただければと思います。

本日は意見書の調整ということで、調整したものに関しましては、明日の9時までが締切りということでよろしくお願いいたしますと思います。残りは13日が閉会日ということで、議案審議等ございます。私も、私ごとなのですが、土曜日に法事がございまして、議会中だったので、朝の4時とかにお墓の土を変えたりいろいろ大変で寝不足で、危なく交通事故を起こしそうになりまして、そういったこともございますので、ぜひしっかり睡眠を取っていただきまして、健康にご留意いただきまして、本議会のほうに挑んでいただければと思います。

本日は大変お疲れさまでございました。

（午前10時47分）